

## 「天の川実行委員会」規 約

第1条（目的） この会は、一定の活力を維持し、安心して老いていける地域社会の実現を目指し、出来るだけ長く元気で暮らし続けるための生きがいがづくりや心身が弱っても住み慣れたところで暮らし続けられる環境整備及びお互いに支え合う人と人とのつながりづくりを目的とする。

第2条（活動） 上記目的を遂行するため具体的に取組む活動は下記の事項とする。

- ①旧城下町の景観や歴史・文化等の地域資源を活用した地域活性化を振興する活動
- ②街なみの景観保全や整備による快適な生活環境をつくり出す活動
- ③高齢者や熟年者が元気で長生きできる生きがいがづくりに取り組む活動
- ④地域の歴史・文化の掘り起こし活動
- ⑤住み良い地域づくり・くらしづくり・ひとづくりを目指す活動
- ⑥その他第1条の目的を遂行するための活動

第3条（名称） この会を「天の川実行委員会」とする。

第4条（設立年月日） この会は平成18年1月18日に設立する。

第5条（所在地） この会は、奈良県高市郡高取町上土佐58番地街の駅城跡に置く。

第6条（会員） この会の会員は上記目的に賛同し実践する者で、会員過半数の承認をされた者とする。

第7条（役員） この会に次の役員をおく。

代 表	1名	副代表	1名
会 計	1名	会計監事	1名

第8条（役員の任期） 役員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条（代表） 代表は会を代表し運営する。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第10条（運営） 会は毎年1回以上会議を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第11条（会費） 会費は無料とし、会の運営は会員のボランティア活動で行う。ただし、財源に不足を生じた場合は臨時会費の徴収や補助金の受入などができる。

第12条（事業年度） 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（規約改正） この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則1. この規約は、平成18年1月18日より施行する。

附則2. この規約は、平成22年5月25日に一部改正、施行する。

⑨ 役員は次の会員とする。

代 表	奈良県高市郡高取町下土佐424-1	野村 幸治
副代表	奈良県高市郡高取町与楽3-9	芳谷 正久
会 計	奈良県高市郡高取町下土佐264-3	中川 圭史
会計監事	奈良県高市郡高取町上子島64	中村 秀雄